教育行政執行方針

教育行政執行方針を述べる蜂屋教育長

今日、社会が急速に変化する中で、グローバル化への対応や少子高齢化による社会活力の低下などの課題が生じており、社会生活に様々な影響を及ぼしております。こうした状況の中、人々の個性や能力を伸ばし、地域の発展を支える基盤となる教育の重要性が改めて認識されています。

今後、より一層村民皆様の期待に応えていくためには、バランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めなければならないと考えております。

一つは、時代に即した教育活動の推進として、小学校にタブレット型パソコンと各教室に実物投影機を導入するほか、中学校の音楽備品の整備を行います。

二つ目は、言語障害児通級指導教室（通称「ことばの教室」）について、平成二十五年度は、児童七名、幼児四名の計十一名が通級しておりますが、今年度も引き続き取り組んで参ります。

三つ目は、学習支援体制ですが、小学校にはこれまで同様、大学生によるスクールアシスタントティーチャー及び学習支援員の配置を行うとともに、中学校にも引き続き、学習支援員を配置して、小・中学校の学習支援の強化を図って参ります。

四つ目は、土曜授業の実施ですが、国は、昨年十一月に土曜授業のあり方について、設置者の判断で土曜授業を取り組むことが出来ると省令改正を行いましたが、本村としては、まだ条件整備が整っておらず、今後、国や他市町村の動向を見極めた中で、学校やＰＴＡ、家庭や地域の方と十分に協議し進めて参りたいと考えております。

次に、いじめ、不登校対策ですが、アンケートの実施、或いは、命の大切さなどの話し合いなど、学校側も子供の日々の様子を把握し、家庭とも連携を取りながら取り組んでおります。幸い本村の小中学校においては、いじめと認知できる事案は〇件と報告されておりますが、国において「いじめ防止対策推進法」が施行されたことから、これに基づき今後、「いじめ防止基本方針」の策定を進めます。

学校給食運営でありますが、昨年、学校給食センターが設立されてから五〇年が経過しました。より衛生管理に万全を期すると共に、安心して給食を食べていただけるよう、今までにもまして、取り組んで参ります。

食材費の高騰や消費税の増税により、給食費の値上げも検討しましたが、子育て支援の一環として、当面は現状の給食費を据え置くことといたします。

また、学校給食による食物アレルギーに対応するため、食物アレルギー対応マニュアルを策定します。

社会教育の推進につきましては、「第三次新篠津村生涯学習総合計画」に基づき、村民が生涯において元気で充実した生活を送るためにも、生涯にわたって自由に学べる環境と、多様化する学習活動に対応するため、いつでも、どこでも、だれでも生涯を通じて学習する機会の充実に努めるとともに、社会教育によって育った人材を学校教育現場においても活用し、学社融合を目指した教育の推進に努めて参ります。

青少年健全育成の推進につきましては、学習機会や体験活動事業に積極的に取り組むとともに、Ｂ＆Ｇ海洋性スポーツの普及拡大を図るため、沖縄での研修に職員を派遣させ、思いやりの心とチャレンジ精神を育む青少年の健全育成活動に努めて参ります。

生涯学習の推進につきましては、自治センターやＢ＆Ｇ体育館を拠点とし、各種文化団体の育成を図り、村民サークル活動や音楽活動、ふれあい学園、ボランティア活動などを支援するとともに、芸術文化祭や体験学習などの開催により、発表機会や参加機会の拡充、内容の充実に努め、その成果を地域や学校に還元できる環境づくりに努めて参ります。

自治センター内に設置している図書室は、利用者ニーズに対応するため、図書室の利便性や設置スペースについて検討するとともに、今後においても所蔵図書の充実を図り、読書の普及と図書室の利用拡大に努めて参ります。

郷土資料につきましては、村の歴史や文化を知る貴重な教材として、保存とデータの整理に努めるとともに、郷土資料の情報提供が図られるよう展示方法についても工夫して参ります。

スポーツ活動の推進につきましては、各種体育団体やクラブの自主的な活動を支援するとともに、村民が自分にあったスポーツ活動を気軽に出来る環境整備に努めて参ります。

教育委員会が所管するスポーツ施設については、今年度より全ての施設利用料を村民に限り無料とし、健康増進と利用の拡大を図ります。

以上、平成二十六年度の推進目標として、教育行政を進めて参りたいと存じますので、議員各位をはじめ村民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、執行方針といたします。